

# 利用者負担助成の対象となるサービスと助成の内容

奥多摩町福祉保健課

ご自分またはご家族が利用するサービスが、奥多摩町の介護保険サービス等利用者負担助成事業の対象になるかどうか、また、対象となった場合にどのような助成が受けられるのか、以下でご確認ください。

## 1 介護保険 居宅介護（介護予防）サービス

- 訪問介護
- 通所介護（デイサービス）
- 訪問看護
- 訪問入浴
- 訪問リハビリ
- 通所リハビリ（デイケア）
- 福祉用具貸与（レンタル）
- 福祉用具購入
- 住宅改修

対象者 1、対象者 2 の方がこれらのサービスを利用した場合、費用の 1 割がご自分の負担となりますが、この事業により対象者 1 の方にはその負担額の 1 / 2 を、対象者 2 の方には 1 / 4 を町が助成します。

また、●通所介護（デイサービス）、●通所リハビリ（デイケア）を利用した場合は、昼食代も助成します。昼食代は通所 1 回につき 500 円かかったものとし、対象者 1 の方にはその 1 / 2 を、対象者 2 の方には 1 / 4 を町が助成します。

## 2 介護保険 地域支援事業（介護予防サービス）

- 配食サービス（要介護認定を受けた方も含む）
- 介護予防デイサービス
- 筋力向上トレーニング
- 運動機能向上トレーニング
- 食事療養サービス
- 介護予防訪問サービス

これらのサービスを利用すると、各サービスごとに決められた負担金をお支払いいただくことになっていますが、この事業により、対象者 1 の方にはその負担額の 1 / 2 を、対象者 2 の方にはその 1 / 4 を町が助成します。

※介護予防デイサービスの昼食代も助成の対象となります。

### **3 認知症高齢者グループホーム**

---

奥多摩町に所在する認知症高齢者グループホームを利用された場合にかかる食費および居住費（部屋代）の一部を町が助成します。

助成額は、以下のとおりです。

対象者 1 の方・・・**食費は1日につき 1,080 円**（基準費用額 1,380 円から負担限度額 300 円を引いた額）を、**居住費は1日につき 1,150 円**（基準費用額 1,970 円から負担限度額 820 円を引いた額）**を助成**

対象者 2 の方・・・**食費は1日につき 990 円**（基準費用額 1,380 円から負担限度額 390 円を引いた額）を、**居住費は1日につき 1,150 円**（基準費用額 1,970 円から負担限度額 820 円を引いた額）**を助成**

※ ただし、実際にかかった食費および居住費の日額が基準費用額よりも安かった場合は、その実際の費用から負担限度額を引いた額を助成します。

### **4 軽費老人ホーム(ケアハウス)**

---

奥多摩町に所在するケアハウスを利用された場合にかかる生活費および管理費の一部を町が助成します。

対象者 1、対象者 2 の方ともに、実際にかかった費用（生活費・管理費）の 1 / 2 を助成します。

### **5 人工透析時の院内介助**

---

人工透析を必要とする方が病院やクリニックにて透析を受ける際、その院内における介助をその病院やクリニックとは別の介護事業者に依頼した場合にかかる費用の一部を町が助成します。

この場合のみ、奥多摩町在住で 65 歳以上の町民税非課税世帯に属する方は全員が対象となります。

助成額は 1 回につき、訪問介護（30 分未満）1 回の利用者負担に相当する額の 1 / 2 です。

実際にかかった額が訪問介護（30 分未満）1 回の利用者負担に相当する額より安い場合は、実際にかかった額の 1 / 2 を助成します。

また、回数は 1 日あたり 2 回を上限とし、1 月あたり 24 回を上限とします。